

# 財務報告書

2013 年版  
(平成 24 事業年度)



## 1. 財務諸表の作成方法について

本学の財務諸表は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法「以下「準用通則法」という。」及び国立大学法人法施行規則「以下「施行規則」という。」の規定に基づき作成し、文部科学大臣に提出し、平成25年9月24日付でその承認を受けています。

## 2. 国立大学法人に特徴的な会計の取り扱いについて

「企業会計」の基準に従うものとされていますが、施行規則の規定に基づき「国立大学法人会計基準」を優先して適用しており、特徴的な会計の取り扱いは次のとおりになります。

### (1) 運営費交付金

国より国立大学法人運営費交付金を受領したときは、一旦運営費交付金債務として負債計上（貸借対照表・負債計上）し、行うべき業務を実施すると、その相当額を収益化の基準に従って収益化（損益計算書・収益計上）する仕組みとされています。国立大学法人の収益化の基準は、原則として期間進行基準によることとされています。

また、他の収益化の基準としては業務達成基準、費用進行基準があります。

固定資産（50万円以上、貸借対照表・資産計上）を取得する場合、研究機器等の償却資産の場合は資産見返勘定である資産見返運営費交付金（貸借対照表・負債計上）に、美術品などの非償却資産の場合は資本剰余金（貸借対照表・純資産計上）に振り替えます。

減価償却処理（損益計算書・費用計上）を行う都度、資産見返運営費交付金から減価償却費と同額を取り崩しのうえ収益化（資産見返運営費交付金戻入（損益計算書・収益計上））することにより、損益を均衡させる仕組みです。

#### 1) 期間進行基準

時の経過に伴い業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収益化する基準

#### 2) 業務達成基準

業務の実施に伴い運営費交付金債務を収益化する基準（例：概算要求する特別支援事業、プロジェクト研究など）

#### 3) 費用進行基準

特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合に、支出額に応じて運営費交付金債務を収益化する基準（例：退職給付）

### (2) 授業料

授業料を学生から受領したときは、一旦授業料債務（貸借対照表）として負債計上し、教育を実施し、または、固定資産を取得する都度、運営費交付金と同様の会計処理を行います。

### (3) 寄附金

使途が特定された寄附金を寄附者から受領したときは、寄附金債務（貸借対照表）として負債計上し、使途に即して費用が発生する都度、その同額を収益化させることにより損益を均衡させる仕組みです。

固定資産を取得する場合は、運営費交付金と同様の会計処理を行います。

### (4) 減価償却処理の特例

教育研究に用いるため、減価に対応すべき収益の獲得が予定されない償却資産として文部科学大臣が特定したもの（例：講義棟、研究棟及びそれらに付帯する構築物等）は、当該資産の現在

価格を適正に表示するため減価償却処理を行いますが、通常の減価償却費（損益計算書・費用計上）の損益処理ではなく、減価償却相当額を資本剰余金（損益計算書，純資産計上）から損益外減価償却累計額として減額する方法による会計処理を行います。

国立大学法人の損益計算書は、基本的には当該法人の運営状況を反映することを目的としていますが、こうした資産における減価償却相当額は、各期間に対応すべき収益の獲得が予定されず、資産の取替え財源は国が施設費として措置する仕組みとされていることから、国立大学法人の運営責任の範囲外であると考えられ、減価償却相当額を実質的な資本の減少ととらえる考え方です。

#### **(5) 退職給付引当金**

国から国立大学法人へ承継された教職員についての退職給付引当金の計上は不要とされています。運営費交付金により財源が措置されます。

#### **(6) 利益処分**

損益計算書上の利益（剰余金）があれば、前年度からの欠損を補填し、残額があれば原則、積立金として赤字補填にのみ使用可能とされていますが、文部科学大臣の承認を受ければ、国立大学法人の裁量により使用が可能とされています。

#### **(7) 図書**

通常の償却資産は、簿価 50 万円以上のものが資産計上の対象ですが、教育研究のために使用する図書は、金額の如何に関わらず資産計上し、使用中は減価償却処理を行わず、除去時に全額を費用処理する取り扱いです。

### 3. 財務諸表の概要について

#### (1) 貸借対照表

#### 貸借対照表 (要約)

当期未処分利益 9.7 億円(うち大学 0.6 億円, 病院 9.1 億円)

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度	増減		平成23年度	平成24年度	増減
<b>資産の部</b>				<b>負債の部</b>			
(固定資産)	(1,824.1)	(1,823.4)	(△ 0.7)	(固定負債)	(394.9)	(413.2)	(18.3)
土地	966.1	967.8	1.7	資産見返負債	216.0	219.7	3.7
建物等	532.9	514.8	△ 18.1	借入金	170.1	188.5	18.4
機械備品	109.1	99.5	△ 9.6	国立大学財務・経営センター債務負担金	109.7	98.4	△ 11.3
図書・美術品	135.3	136.7	1.4	長期借入金	60.4	90.1	29.7
船舶・車両運搬具	11.2	9.9	△ 1.3	長期未払金	5.5	2.8	△ 2.7
建設仮勘定	53.5	89.0	35.5	資産除去債務	2.1	2.1	0.0
無形固定資産	6.1	5.6	△ 0.5	その他	1.1	0.1	△ 1.0
有価証券	9.8	0.0	△ 9.8	(流動負債)	(198.6)	(218.6)	(20.0)
その他	0.1	0.1	0.0	運営費交付金債務	29.9	49.7	19.8
(流動資産)	(223.4)	(255.2)	(31.8)	寄附金債務	50.4	51.6	1.2
現金・預金	39.9	27.5	△ 12.4	前受委託研究費等	5.2	5.5	0.3
未収入金	49.9	52.1	2.2	預り金	8.8	9.4	0.6
有価証券	129.0	170.0	41.0	未払金	86.5	85.8	△ 0.7
たな卸資産	4.0	4.9	0.9	その他	17.7	16.6	△ 1.1
その他	0.6	0.8	0.2	<b>負債計</b>	<b>593.5</b>	<b>631.8</b>	<b>38.3</b>
				<b>純資産の部</b>			
				(資本金)	1,472.4	1,472.4	0.0
				(資本剰余金)	△ 97.6	△ 113.8	△ 16.2
				(利益剰余金)			
				前中期目標期間繰越積立金	38.9	38.9	0.0
				積立金	16.0	25.7	9.7
				目的積立金	8.3	13.9	5.6
				当期未処分利益	16.1	9.7	△ 6.4
				<b>純資産計</b>	<b>1,454.0</b>	<b>1,446.8</b>	<b>△ 7.2</b>
<b>資産計</b>	<b>2,047.5</b>	<b>2,078.6</b>	<b>31.1</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,047.5</b>	<b>2,078.6</b>	<b>31.1</b>

※端数処理(四捨五入)の関係で計は一致しない場合がある。

#### ■資産の部

(固定資産)

#### ○土地 967.8 億円【前年比 1.7 億円増】

東千田地区における財務・経営センターとの土地交換に伴う土地取得による増加(2.5 億)。不使用決定に伴う減損認識(3 件)△0.8 億。

#### ○建設仮勘定 89.0 億円【前年比 35.5 億円増】

平成 25 年度開院に向け建設中の新診療棟に要した経費(出来高払い分)で、長期借入金の増加(29.7 億円増)と連動して増え、竣工時には(固定資産)「建物等」に振り替えます。

(流動資産)

#### ○未収入金 52.1 億円【前年比 2.2 億円増】

大半が附属病院における平成 25 年 2 月、3 月分の診療料金で、平成 25 年 5 月末にはほとんどが収納済となっています。

#### ○現金・預金、有価証券 197.5 億円

【前年比 28.6 億円増】

有価証券については、期末における短期の譲渡性預金による運用の増加が影響しています。その運用のため、期末における現金・預金は減となっています。

#### ■負債の部

#### ○運営費交付金債務 49.7 億円【前年比 19.8 億円増】

霞キャンパス再整備事業のため、業務達成基準(運営費交付金の収益化基準)を適用して、平成 24 年度に 15.0 億円計上。また復興関連事業(補正予算)8 億円も影響しています。

#### ■純資産の部

#### ○前中期目標期間繰越積立金 38.9 億円

【前年比同】

前中期目標期間(～平成 21 年度)から繰り越された積立金で、当事業年度の取り崩しはありません。期末額のうち 1.2 億円が目的積立金相当額(病院診療棟整備)、37.7 億円が積立金相当額です。

#### ○積立金、目的積立金 39.6 億円

【前年比 15.3 億円増】

平成 23 年度決算時の利益処分額から積立金(9.7 億)及び目的積立金(6.3 億)として文部科学大臣の承認(平成 25 年 3 月 15 日付)を受けています。学生宿舎整備事業の執行により目的積立金を取り崩しています。

前頁「貸借対照表」は、平成 25 年 3 月 31 日における財政状況を表したものです。また、対前年度（平成 23 年度）との増減に関し主な事項を特記しています。

「資産の部」、「負債の部」、「純資産の部」に区分され、「資産の部」は、「固定資産・流動資産」、「負債の部」は、「固定負債・流動負債」、「純資産の部」は、「資本金・資本剰余金・利益剰余金」の構成となっています。

## 資産の部

「資産」は、本学が目的とする教育・研究・診療活動を遂行するのに保有する資源であり、将来の経済的便益が期待されるものです。

### 固定資産（主なものを抜粋）

- ・各キャンパス等の土地，講義棟・研究棟・病院棟・校舎等の建物  
：東広島地区，霞（病院）地区，東千田地区，附属学校園（翠地区，東雲地区，東広島地区，三原地区，福山地区）など
- ・農場：生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター
- ・寄宿舎等の土地，建物  
：池の上学生宿舎，山中会館，国際交流会館，西条共同研修センター など
- ・教育研究及び診療用の機器
- ・図書：図書館を 5 館保有，蔵書数 約 341 万冊
- ・船舶：「豊潮丸」（中国・四国地方で唯一の大学附属の大型練習船：全長 40.5m 幅 8.5m 深さ 3.7m）
- ・特許権
- ・建設仮勘定：建設中の建物装置，特許申請に係る経費などで，竣工や特許成立までに前払いしている場合に仮計上しているもの
- ・投資有価証券：資金の運用で国債（満期保有目的有価債券）を購入し利息配当を受けている

### 流動資産（主なものを抜粋）

- ・現金及び預金：運営費交付金，寄附金，病院収入など
- ・未収入金：未収附属病院収入などの収納期限未到来のもの
- ・有価証券：資金の運用で譲渡性預金（満期保有目的有価債券／1 年以内）を購入し利息配当を受けている
- ・たな卸資産：病院における医薬品・診療材料，研究用の重油，広島大学出版会保有の図書など

## 負債の部

「負債」は、将来において財貨で返済したり何らかの用役を提供すべき債務であり、この債務には借入金や引当金などのほか、国立大学法人会計基準特有の債務である運営費交付金債務や寄附金債務等が含まれています。運営費交付金債務や寄附金債務等は、これらが目的とする教育研究等を実施しなければならないという義務を債務として認識するもので、業務の進捗状況や期間の経過等に応じ、その債務は減少するものとされています。

### 固定負債（主なものを抜粋）

- ・資産見返負債：運営費交付金，補助金，寄附金等での資産購入に係るもの
- ・国立大学財務・経営センター債務負担金
  - ：国立大学財務・経営センターが承継した借入金償還のため，本学に対して義務づけられたセンターへの拠出債務の総額
- ・長期借入金
  - ：金融機関等からの借入金のうち，決算日の翌日から1年を超えて返済するもの  
平成25年竣工の病院新診療棟建設のために財務・経営センターより借入

### 流動負債（主なものを抜粋）

- ・運営費交付金債務
  - ：残高内訳
    - 期間進行基準 1百万円
      - 学部入学者の基準定員超過率超過分
    - 業務達成基準 2,915百万円
      - 霞キャンパス再整備事業未達成のため など
    - 費用進行基準 2,057百万円
      - 退職手当給付のためで，翌事業年度以降に使用
- ・寄附金債務
  - ：残高内訳
    - 広島大学基金 566百万円
      - フェニックス奨学事業を始めとした学生支援や国際交流，社会連携など全学的事業の実施に充てるために，平成19年度に創設された寄附金による基金（広島大学基金）で，寄附金及び果実による収益で運営しています。
    - 学術研究目的 3,987百万円
    - 教育奨励目的 171百万円
    - 業務運営目的 437百万円

### 純資産の部

「純資産」は，国立大学法人の業務を確実に実施するために与えられた財産的基礎であり，「資本金」や業務に関連して発生した「資本剰余金」および「利益剰余金」に分類されます。

#### 資本金

国立大学法人設立時に国から現物出資された政府出資金です。

#### 資本剰余金

国立大学法人特有の会計処理（特定の建物等の取得による増，減価償却費による減を直接本勘定で行う）によるものが大部分です。

#### 利益剰余金

当年度の未処分利益を含めた利益の合計です。

## (2) 損益計算書

### 損益計算書 (要約)

当期総利益 9.7 億円(対前年度比 6.4 億円減)

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度	増減		平成23年度	平成24年度	増減
<b>経常費用</b>				<b>経常収益</b>			
教育経費	44.3	45.6	1.3	運営費交付金収益	262.4	228.0	△ 34.4
研究経費	46.4	46.9	0.5	学生納付金収益	82.8	86.6	3.8
教育研究支援経費	8.8	8.9	0.1	附属病院収益	254.2	268.5	14.3
診療経費	150.0	155.2	5.2	寄附金収益	14.6	14.3	△ 0.3
受託研究(事業)費	24.9	20.7	△ 4.2	受託研究(事業)等収益	29.0	24.1	△ 4.9
人件費	377.3	366.2	△ 11.1	施設費収益	2.3	4.0	1.7
財務費用	3.5	3.1	△ 0.4	補助金等収益	9.9	13.6	3.7
一般管理費	19.5	18.0	△ 1.5	資産見返負債戻入	22.0	21.6	△ 0.4
その他経費	0.3	0.2	△ 0.1	その他	13.7	13.2	△ 0.5
(小計)	675.0	664.9	△ 10.1	(小計)	690.9	674.0	△ 16.9
<b>臨時損失</b>	0.6	0.7	0.1	<b>臨時利益</b>	0.3	0.8	0.5
				前中期目標期間繰越積立金取崩額	0.5	0.0	△ 0.5
<b>当期総利益</b>	16.1	9.7	△ 6.4	<b>目的積立金取崩額</b>	0.0	0.4	0.4
<b>計</b>	691.6	675.2	△ 16.4	<b>計</b>	691.6	675.2	△ 16.4

※端数処理(四捨五入)の関係で計は一致しない場合がある。

#### ■経常費用

##### ○診療経費 155.2 億円【前年比 5.2 億円増】

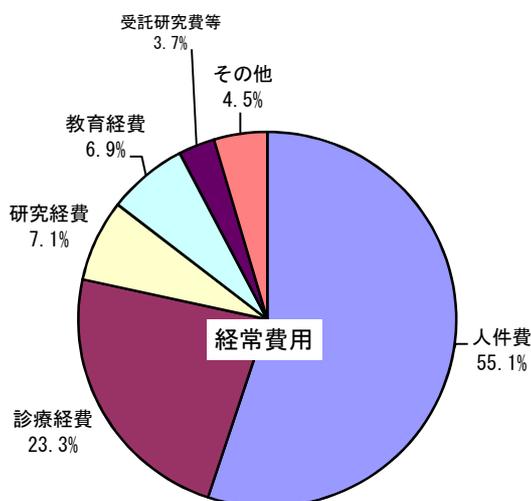
附属病院収益の増に連動します。収益の増加率に比して約 6 割程度の増加率となっており、収益性は高い水準を維持しています。

##### ○人件費 366.2 億円【前年比 11.1 億円減】

国家公務員と同等の給与削減が実施されたことによる減、及び退職給付の減によるものです。

#### ■当期総利益

当期総利益のうち、現金の裏付けがあつて翌期の財源として繰り越し、事業の用に供することが可能な目的積立金予定額は、法人化後初めて 0 円となりました。



#### ■経常収益

##### ○運営費交付金収益 228.0 億円

【前年比 34.4 億円減】

前年度に比して退職者の減少、学内プロジェクト(霞キャンパス再整備事業)債務残、国家公務員と同等の給与削減実施に伴う一般運営費交付金の削減などの影響によるものです。

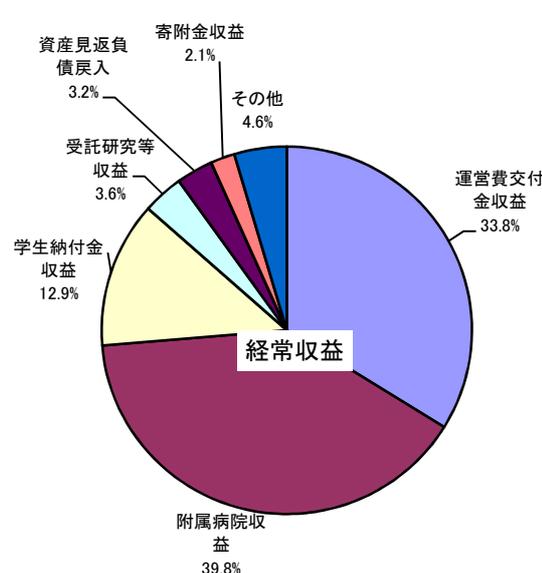
##### ○附属病院収益 268.5 億円【前年比 14.3 億円増】

診療報酬改定に伴う診療単価の上昇、新規加算の算定開始等の経営努力により増加しています。

##### ○学生納付金収益 86.6 億円【前年比 3.8 億円増】

授業料を財源とした固定資産の取得の減により学生納付金収益が増加しています。

(授業料による固定資産の取得時には学生納付金収益に計上せず、貸借対照表の固定負債(資産見返負債)に計上する国立大学法人の特徴的な会計処理)



前頁「損益計算書」は、平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）における財務運営状況を表したものです。また、対前年度（平成 23 年度）との増減に関し主な事項を特記しています。

一般企業においては収益の確保（売上）が目的であり、費用は収益確保のための原価と認識されていますが、国立大学法人では、教育・研究・診療等の業務の実施（費用）が目的であり、収益は目的達成のために予定された財源であるとする制度設計になっています。

### 経常費用

「経常費用」は、教育・研究・診療を行うために必要な経費であり、「業務費」（教育経費・研究経費・教育研究支援経費・診療経費・受託研究・受託事業費・人件費）、「一般管理費」（管理部門経費）、「財務費用」（長期借入金の支払い利息）に区分されます。

### 経常収益

「経常収益」は教育・研究・診療に必要な財源となるものです。

資産見返負債戻入は、減価償却処理を行う都度、資産見返運営費交付金等から減価償却費（経常費用）と同額を取り崩しのうえ収益化し、損益を均衡させるために計上されます。

### 当期総利益

「当期総利益」は、収益から費用を差し引いた当期純利益に目的積立金取崩額(目的積立金を財源とした業務の進行に応じて積立金を取り崩した額)を加算しています。

なお、平成 24 事業年度の当期総利益 9.7 億円の内訳は以下のとおりで、利益処分（案）は次の（5）利益の処分に関する書類に示しています。

当期総利益 9.7 億円

内訳

病院に係する額 9.1 億円

病院以外に係する額 0.6 億円

### (3) キャッシュ・フロー計算書

「キャッシュ・フロー計算書」は、平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日)における現金(キャッシュ)の出入り(フロー)について、一定の活動区分(業務活動・投資活動・財務活動)の3区分に表示したものです。

#### キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度	増減
<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	8,676	6,274	△ 2,402
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 20,754	△ 21,485	△ 731
人件費支出	△ 36,738	△ 37,773	△ 1,035
その他の業務支出	△ 1,893	△ 1,698	195
運営費交付金収入	26,867	25,033	△ 1,834
授業料収入	7,410	7,236	△ 174
入学金収入	1,131	1,128	△ 3
検定料収入	220	234	14
附属病院収入	25,434	26,761	1,327
受託研究等収入	2,354	2,216	△ 138
受託事業等収入	236	201	△ 35
補助金等収入	1,515	1,655	140
寄附金収入	1,647	1,501	△ 146
その他の業務収入	1,246	1,266	20
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	△ 7,052	△ 8,237	△ 1,185
有価証券の取得による支出	△ 95,300	△ 64,200	31,100
有価証券の売却による収入	93,500	60,100	△ 33,400
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 6,189	△ 7,149	△ 960
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	0	16	16
投資有価証券の売却による収入	0	1,013	1,013
施設費による収入	914	1,971	1,057
貸付金による支出	0	△ 4	△ 4
利息及び配当金の受取額	23	16	△ 7
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	△ 40	720	760
国立大学財務・経営センター債務負担金返済による支出	△ 1,409	△ 1,276	133
長期借入れによる収入	2,620	3,069	449
長期借入金の返済による支出	△ 48	△ 48	0
リース債務の返済による支出	△ 851	△ 709	142
利息の支払額	△ 351	△ 316	35
<b>IV 資金に係る換算差額</b>	0	0	0
<b>V 資金増減額</b>	1,584	△ 1,243	△ 2,827
<b>VI 資金期首残高</b>	2,405	3,989	1,584
<b>VII 資金期末残高</b>	3,989	2,746	△ 1,243

※端数処理(四捨五入)の関係で計は一致しない場合があります。

#### 業務活動によるキャッシュ・フロー

国立大学法人における、教育・研究・診療等に係る支出額とそれらに伴う収入源を示しています。この業務活動における資金残高が、投資活動や財務活動を行う資金となります。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得や売却、資金運用等、将来に向けた基盤整備にかかる資金の状態を示しています。有価証券や定期預金の取得・償還に伴い、キャッシュの動きは活性化します。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

借入および返済等にかかる資金の状態を示しています。

#### 資金増減額

当期の資金の増減額を示しています。

#### (4) 国立大学法人等業務実施コスト計算書

「国立大学法人等業務実施コスト計算書」は、税金等により、国民の皆様に実質的に負担していただいている額を示した書類です。大学の全事業にかかるコストには、大学の意思決定の範囲外とされ、国が責任を持つ部分（基盤的施設の整備資金や常勤職員の退職手当資金）があり、これらは損益計算書には反映されていません。これら全てのコストをまとめて示しています。

#### 国立大学法人等業務実施コスト計算書

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度	増減
<b>I 業務費用</b>	27,608	25,281	△ 2,327
(1) 損益計算書上の費用	67,556	66,552	△ 1,004
業務費	65,171	64,356	△ 815
一般管理費	1,948	1,799	△ 149
財務費用	346	312	△ 34
雑損	35	18	△ 17
臨時損失	56	67	11
(2) (控除) 自己収入等	△ 39,948	△ 41,272	△ 1,324
授業料収益	△ 6,920	△ 7,261	△ 341
入学金収益	△ 1,143	△ 1,161	△ 18
検定料収益	△ 220	△ 234	△ 14
附属病院収益	△ 25,420	△ 26,855	△ 1,435
受託研究等収益	△ 2,661	△ 2,204	457
受託事業等収益	△ 242	△ 208	34
寄附金収益	△ 1,461	△ 1,431	30
財務収益	△ 25	△ 19	6
資産見返運営費交付金等戻入	△ 636	△ 650	△ 14
資産見返寄附金戻入	△ 620	△ 606	14
雑益	△ 571	△ 566	5
臨時利益	△ 28	△ 76	△ 48
<b>II 損益外減価償却相当額</b>	2,622	2,511	△ 111
<b>III 損益外減損損失相当額</b>	10	88	78
<b>IV 損益外利息費用相当額</b>	2	2	0
<b>V 損益外除売却差額相当額</b>	0	4	4
<b>VI 引当外賞与増加見積額</b>	15	△ 120	△ 135
<b>VII 引当外退職給付増加見積額</b>	△ 380	399	779
<b>VIII 機会費用</b>	1,452	813	△ 639
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	107	56	△ 51
政府出資の機会費用	1,345	758	△ 587
<b>IX (控除) 国庫納付額</b>	0	0	0
<b>X 国立大学法人等業務実施コスト</b>	31,328	28,979	△ 2,349

※端数処理（四捨五入）の関係で計は一致しない場合がある。

#### 業務費用

損益計算書上の経常費用と臨時費用の合計から、自己収入を差し引いた額です。

(控除) 自己収入等とは、税金を財源としない収益を表しています。

#### 損益外減価償却相当額

国が必要な時に措置する特定の基盤的な施設にかかる減価償却費や、取り壊しを行った場合に除却費に相当する額です。このコストは、損益計算書には計上しないものとされています。

#### 引当外賞与増加見積額、引当外退職給付増加見積額

常勤職員の賞与や退職手当にかかる引当金に相当する額です。賞与等の原資は、国が責任をもって措置するとされていることから、これらの引当金は、損益計算書には計上しないものとされています。

#### 機会費用

大学が無償若しくは減額されて活用している国等の資産(政府出資金や無償使用財産等)を、仮に有償で活用した場合に生じるコストで、大学以外の者が有償で利用した場合に得られたであろう利益を、大学のコストとして認識したものです。

#### (5) 利益の処分に関する書類（平成 25 年 9 月 24 日現在（案）です。）

「利益の処分に関する書類」は、「損益計算書」により算定された当期総利益（又は当期総損失）から前期繰越欠損金を差し引いて算定される当期末処分利益（又は当期末処理損失）の処分の内容を明らかにするものです。

なお、平成 23 年度については、平成 25 年 3 月 15 日付で文部科学大臣の承認を受けています。

#### 利益の処分に関する書類

（単位：百万円）

区 分	平成23年度	平成24年度	増減
<b>I 当期末処分利益</b>	1,608	967	641
当期総利益	1,608	967	641
<b>II 利益処分額</b>	1,608	967	△ 641
積立金	974	967	△ 7
国立大学法人法第35条において準用する	0		
独立行政法人通則法第44条第3項により	0		
文部科学大臣の承認を受けようとする額	634	0	△ 634
教育研究環境整備積立金	0	0	0
診療環境整備積立金	634	0	△ 634

※端数処理(四捨五入)の関係で計は一致しない場合がある。

#### 積立金

法人化時の特殊な処理や、国立大学法人の特有の財務構造等により生じた現金の残っていない利益です。これらの利益は、具体的には、棚卸資産や固定資産などの事業用資産として存在しており、大学の業務運営に必要不可欠なものです。

#### 目的積立金（平成 24 年度）

国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額です。

現金が残っており、文部科学大臣の承認を受け翌期（翌事業年度）以降に使うことのできる利益です。平成 24 年度においては、財務諸表上の総利益は 9.7 億円ですが、目的積立金予定額は 0 円となっています。

#### 4. 監査証明について

本学では、準用通則法の規定に基づき、監事及び会計監査人監査を受けています。

なお、監査報告書は次のとおりです。

##### (1) 独立監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

国立大学法人 広島大学  
学 長 浅 原 利 正 殿

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋 澤 克 彦 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 宏 文 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 野 真 紀 (印)

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の利益の処分に関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

#### 財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。以下同じ。)を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見 >

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

#### 利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

#### 会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

#### 準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

#### < 事業報告書に対する報告 >

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第7期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第6期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

#### 事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（第7期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）が国立大学法人広島大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

#### 利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (2) 監事監査報告書

平成24年度 監事監査報告書

平成25年6月17日

国立大学法人広島大学  
学長 浅原利正 殿

国立大学法人広島大学

監事 西口千登志 (印)

監事 間田 泰弘 (印)

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の国立大学法人広島大学の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査規則等に従い、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、役員等からの業務運営状況の聴取、並びに本部及び主要な部門における業務・財産状況の調査等を実施しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書）並びに事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、法人の財政状態および運営状況等を適正に表示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (6) 役員職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。

以上

上記は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものです。